

○専修大学動物実験審査部会規程

令和5年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、動物実験審査部会（以下「審査部会」という。）の業務、構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 教育又は研究のために実験動物に処置を加えることをいう。
- (2) 実験動物 動物実験の利用に供する哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験を実施するために事前に立案する計画（他の機関に動物実験を委託する場合の計画を含む。）をいう。
- (4) 動物実験施設 動物を飼養し、又は保管する施設及び動物に処置を施し、又は試験を行う実験室をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験を実施し、又はこれに従事する教職員、学生その他動物実験の実施に携わる者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する教員をいう。

(業務)

第3条 審査部会は、専修大学動物実験規程第8条第1号から第3号までに掲げる所掌事務に係る業務を行う。

(構成)

第4条 審査部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 動物実験又は実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 前号に掲げる者のほか、審査部会が必要と認める者

2 委員は、学長が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第6条 審査部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、審査部会の業務を統括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第7条 審査部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査部会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 審査部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 審査部会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(持ち回り審議)

第8条 前条の規定にかかわらず、部会長は、必要と認めるときは、持ち回りによる審議をもって、審査部会の審議に代えることができる。

- 2 持ち回りによる審議の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(審査)

第9条 審査部会は、動物実験委員会（以下「委員会」という。）から付託があったときは、動物実験施設の設置（変更を含む。）又は動物実験計画の実施若しくは変更について審査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、審査部会は、法令及び専修大学動物実験規程を踏まえ、科学的合理性の観点から審査を行うものとする。
- 3 審査部会は、必要に応じて、動物実験施設管理者又は動物実験責任者の出席を求め、申請内容等について説明を聴取することができる。ただし、当該動物実験施設管理者又は当該動物実験責任者は、審査の議論に参加することはできない。

(審査結果の報告)

第10条 部会長は、速やかに、審査の結果について、委員会に報告しなければならない。

- 2 部会長は、委員会から請求があった場合は、審査の状況について、委員会に報告しなければならない。

(動物実験の実施状況の調査)

第11条 審査部会は、委員会から付託があったときは、動物実験が動物実験計画に基づき適切に行われているかについて、随時、実施状況の調査を行うものとする。

2 部会長は、前項の規定による実施状況の調査を行った結果、動物実験計画を変更し、又は中止する必要があると認める場合は、委員会に対し、その旨を具申するものとする。

(情報公開)

第12条 審査部会は、次に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 審査部会の組織及び運営に関する諸規程
- (2) 委員の氏名及び所属
- (3) 審査部会の開催状況
- (4) 審査の概要

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号の審査の概要のうち、審査部会が非公開とすることが適当と認めるものについては、この限りでない。

(記録の保存)

第13条 審査部会は、審査の記録を整備し、保存しなければならない。

2 記録の保存期間は、当該動物実験施設を廃止し、又は当該動物実験計画が終了し、若しくはこれを中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、保存期間を経過した記録のうち、更に保存の必要があると認められるものについては、保存期間を5年以内の範囲で延長することができる。

(秘密保持義務)

第14条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務所管)

第15条 この規程に関する事務は、学長室学務課の所管とする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。